

新居浜市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に必要な協議を行うほか、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の変更及び実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>形成計画の作成及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>形成計画の実施に必要な協議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>連携計画の変更及び実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第20条 略</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成27年6月16日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) <u>連携計画の作成及び変更の協議に関すること。</u></p> <p>(2) <u>連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項</u></p> <p>第5条～第20条 略</p>